

建設コンサルタント業務等指名業者審査基準に 基づく用地及び公物管理部門の運用

用地担当課及び公物管理担当課所掌測量業務

令和４年２月

最終改正 令和７年３月

開発監理部 用地課

建設部 建設行政課

本運用では、建設コンサルタント業務等指名業者審査基準に基づき、最初に地理的条件、業務実績等によって抽出した選定候補業者群を作成（一次選定）し、その後、抽出した選定候補業者群を対象として、履行の確実性、技術的特性、公平性等によって指名業者１０者程度を選定（二次選定）する。

各段階の選定に当たり、用地担当課及び公物管理担当課が所掌する測量業務における判断基準について、以下のとおり定めるものである。

１．一次選定

北海道開発局用地担当課及び公物管理担当課における測量の通常指名競争入札に係る指名業者の一次選定を行うための判断基準は、以下を基本とする。

判断項目	選定における着目点
有資格業者	北海道開発局の測量区分に係る参加資格がある者。ただし、有資格者登録の際に参加希望部局として届け出がされていない建設部はその者を除く。
欠格要件の有無	「建設コンサルタント業務等指名業者審査基準」（以下「審査基準」という。）の とおり。
地理的条件	道内に本店を有する者
業務実績に関する要件	自開発建設部又は隣接開発建設部における過去１０年間の用地管理測量業務の実績を有する者。 【隣接開建】 札幌開発建設部「隣接開建なし」 函館開発建設部「室蘭開建」 小樽開発建設部「札幌開建」 旭川開発建設部「留萌開建、稚内開建」 室蘭開発建設部「函館開建」 釧路開発建設部「帯広開建、網走開建」 帯広開発建設部「釧路開建、網走開建」 網走開発建設部「釧路開建、帯広開建」 留萌開発建設部「旭川開建、稚内開建」 稚内開発建設部「旭川開建、留萌開建」を隣接開建とする。

2. 二次選定

一次選定で抽出した選定候補業者群を対象に、北海道開発局用地担当課及び公物管理担当課における測量の通常指名競争入札に係る指名業者の二次選定を行う評価基準は以下を基本とする。

評価項目		選定における着目点
履行の確実性 (手持ち業務状況)		北海道開発局の測量区分での、 「当該年度の当初契約金額」÷「過去5年度の平均最終契約金額」
技術的 特性	業務実績	自開発建設部又は隣接開発建設部における過去10年間の用地担当課及び公物管理担当課所掌の測量業務の実績を有する者
	地域精通度	①「自開発建設部管内に本店を有する」、②「自開発建設部管内に支店又は営業所を有する」、③「隣接開発建設部管内に本店、支店又は営業所を有する」、④「道内に本店を有する」の4段階に設定（札幌開発建設部のみ③を除く3段階に設定）
	技術者評価	各業者の道内における測量士及び測量士補の数
公平性 (指名回数)		各開発建設部の測量区分での当該年度における通常指名競争入札の指名回数
業務成績		北海道開発局における過去2年の測量区分の平均点
表彰		過去2年の同一部門（開発局発注業務の優良業務表彰受賞歴における道路、河川、農業等の事業部門）表彰
その他 (企業規模)		中小企業の受注機会に配慮のために設定

二次選定における各評価項目ごとの評価は以下のとおりとなります。

評価項目		2 A	A	B	C
①履行の確実性 (手持ち業務状況)		「審査基準」のとおり			
②技術的 特性	業務実績	自開発建設部の 業務実績あり	隣接開発建設部の 業務実績あり	—	—
	地域精通度 (上段：札幌開 建 下段：その他)	自開発建設部管内 に本店を有する	自開発建設部管内 に支店又は営業所 を有する	道内に本店を有する	—
		自開発建設部管内 に本店を有する	自開発建設部管内 に支店又は営業所 を有する	隣接開発建設部管内 に本店、支店又は 営業所を有する	道内に本店を有する
	技術者評価	—	測量士が 1名以上	測量士補が 2名以上	A、B以外
④業務成績		「審査基準」のとおり			
⑤表彰		「審査基準」のとおり			
⑥その他（企業規模）		「審査基準」のとおり			

評価項目	5A	4A	3A	2A	A	B	C	—
③公平性 (指名回数)	無し	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	—